

## 国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の原案について

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第二十一条第六項の規定により、国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の原案を次のように公告する。  
なお、同原案に係る区域内の土地の所有者及び利害関係人は、縦覧開始の日から起算して三週間を経過する日までに、東京圏国家戦略特別区域会議に対して意見書を提出することができる。

令和三年九月十六日

東京圏国家戦略特別区域会議

- 一 国家戦略都市計画建築物等整備事業に係る都市計画に定めるべき事項の種類 東  
京都市計画地区計画南池袋二丁目C地区地区計画  
当該事項を定める土地の区域  
東京都豊島区南池袋二丁目地内
- 二 縦覧場所 豊島区都市整備部都市計画課（豊島区役所六階）
- 三 縦覧期間 公告の日の翌日から起算して二週間
- 四 意見書の提出先 東京都豊島区南池袋二丁目四十五番一号  
豊島区都市整備部都市計画課